

海南省「道の駅」整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、海南省「道の駅」整備基本計画策定業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名 海南省「道の駅」整備基本計画策定業務
- (2) 目的 本業務は、第2次海南省総合計画の重点プロジェクトに位置付けられ、本市の特性と特色ある地域資源を活かし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点として地域振興、地域活性化を目指す「道の駅」の整備を下津町小南地区に整備するにあたり、地域の現状や課題をはじめ周辺の状況のほか、住民、利用者のニーズに沿った整備を総合的に推進する基本計画を策定することを目的とする。
- (3) 内容 別紙『海南省「道の駅」整備基本計画策定業務委託公募仕様書』のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から平成31年3月29日（金）まで
- (5) 予算額 業務等に要する費用の上限は、9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 海南省建設工事競争入札参加資格を有する業者の名簿に測量・建設コンサルで登録されている者
- (3) 海南省建設工事等の契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない（更生手続開始の決定を受けた者を除く）

- (6) 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号）第6条第1項第1号に規定する「暴力団関係者等」に該当しない者であること
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 告示日までに「道の駅」に関する基本計画策定業務または、国、地方公共団体から「地域振興施設建設等に関する調査・計画検討業務」（設計業務は含まない）を受託した実績を有すること
- (9) 配置予定管理技術者の資格に関する要件
配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること
- ・ 技術士（総合技術監理部門：建設 - 都市及び地方計画）
 - ・ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ・ R C C M（都市計画及び地方計画）
- (10) 配置予定管理技術者の業務実績等に関する要件
管理技術者として次のいずれかの実績を持つ者を配置できること
- ・ 告示日までに同種又は類似業務（再委託による業務、照査技術者の実績は除く。）の従事実績を1件以上有していること。
同種業務：道の駅基本計画策定又は道の駅基本構想策定に関する業務
類似業務：道の駅基本設計又は道の駅詳細設計に関する業務

5 プロポーザルへの参加について

(1) プロポーザル実施要領等の配布

配布期間 平成30年10月10日（水）～

入手方法

- ・ 海南市まちづくり部産業振興課窓口での配布
（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・ 海南市ホームページ（<http://www.city.kainan.lg.jp/>）からダウンロード

(2) 参加申込手続

提出受付 平成30年10月10日（水）～10月31日（水） 13時必着

提出先 〒642-8501 海南市南赤坂11番地 海南市まちづくり部産業振興課

提出方法 持参又は郵送（※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着。）

持参の場合は（土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

※最終日は、13時必着

提出書類（A4フラットファイル、表紙に会社名、業務名を記載し、6部提出）

	提出書類	適用
1	参加申込書（様式1）	
2	会社概要	・パンフレット等でも可
3	業務実績書（様式2）	・本件と同種又は類似の委託業務実績 ・業務内容が分かる資料及び契約書の写しを添付すること。
4	業務実施体制及び体制図	・A4版1枚で簡潔に記載すること（様式任意）
5	配置予定管理技術者・担当技術者の経歴、業務実績書（様式3 - 1、3 - 2）	・配置予定管理技術者・担当技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。 なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料を提出すること。 ・配置予定管理技術者・担当技術者の業務実績告示日までに同種又は類似業務（再委託による業務、照査技術者の実績は除く。）の従事実績 ・業務内容が分かる資料及び、契約書の写しを添付すること。
6	業務工程表・作業フロー	・様式任意
7	企画提案書	(1) 業務の実施方針（A4版1枚で簡潔にまとめる） (2) 次のテーマの提案を行うこと。ただし、提案にあたっては『別添：海南省「道の駅」整備基本構想』や本市の現状を踏まえ、実現可能な提案を記載すること。 ・A4判様式任意 （各テーマ2枚以内で記載すること） ①自由提案 全国に多くの道の駅が存在する中、本市の道の駅を成功させるため、本市の特徴を活かした管理運営や独自の取り組みの可能性について提案すること。 ②道の駅整備基本計画策定における課題及び留意事項とこれらの解決手法について ③各種調査事項に対する具体的な手法について
8	見積書	・A4判様式任意 ・積算内訳を記載すること ・消費税及び地方消費税を含むこと

(3) 質疑及び回答

① 提出受付 平成30年10月10日(水)～10月19日(金) 17時必着

② 提出方法 原則として「電子メール」とする。

海南市まちづくり部産業振興課 アドレス sangyosinko@city.kainan.lg.jp

(電話または口頭による質問には、回答しない)

③ 提出様式 電子メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名 海南市「道の駅」整備基本計画策定委託業務に関する質疑について

質疑の詳細は、「質疑書」(様式4)に記載し、電子メールに添付すること。

④ 回答方法 すべての質問と回答を取りまとめて、10月22日(月)以降に市ホームページに掲載。

6 プロポーザルの選定方法について

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、海南市「道の駅」整備基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下:「委員会」)が審査を行う。

(1) 審査方法 プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 日程 平成30年11月2日(金)

※時間等詳細については、後日、プロポーザル参加者に別途通知する

場所 海南市南赤坂11番地 会議室(予定)

(3) 審査の進め方

① 業務実績、配置予定管理技術者等の業務体制(技術者の実績含む)

② 企画提案書に沿ってプレゼンテーション

①②で、持ち時間20分(①②の配分は各社にまかせる)

③ 質疑応答(10分)

(4) プレゼンテーションにかかる留意事項

① プレゼンテーションを行うものは、原則として提出書類に記載され、本業務に携わる予定の管理技術者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の者も可とする。

② プレゼンテーションへの参加人数は、管理技術者を含め3名以内とする。

③ プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

④ 市は、ホワイトボード、コンセント、プロジェクターのみを用意する。パソコン等それ以外に必要な機器、道具等は、提案者で用意すること。

(5) 審査基準（プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。）

評価項目	評価事項	配点
各社の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 企業の業務実績 告示日までの「道の駅」に関する基本計画策定業務または、国、地方公共団体から「地域振興施設建設等に関する調査・計画検討業務」の実績（件数・内容）で評価する。 	5点
配置予定管理技術者・技術者等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定管理技術者・技術者の業務実績 告示日までの「道の駅」に関する基本計画策定業務または、国、地方公共団体から「地域振興施設建設等に関する調査・計画検討業務」の従事実績（件数・内容）で評価する。 	5点
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか評価する。 他の部門をはじめ、他の事業者との連携が図れているか、セキュリティやコンプライアンスが保たれているか等について評価する。 	5点
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 業務の理解度について、業務の目的、条件、内容等に評価する。 業務工程、作業フロー等が現実に沿ったものであるか評価する。 その他業務の特性を踏まえ、工夫を凝らしているかなどを評価する。 	15点
企画提案書の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想や本市の実情を踏まえた上で、独自性を持った発想があるかどうか。また、これら提案内容が実現可能であり、かつ実現性を裏付ける手法や実績等が明示されているか評価する。 それぞれのテーマにおける課題、留意点を明確にし、それらの対応について論理的に整理されているかを評価する。 	40点
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンテーションにおける内容に対する理解のほか、質疑応答にかかる対応を評価する。 	20点
提案価格	<ul style="list-style-type: none"> 見積もりの妥当性や見積額 	10点

(6) 審査にあたる留意事項

① 採点及び受託候補者の選定

委員会の各委員が審査基準の配点に沿って評価した点数を合計し、最高点を得たものを契約候補者とする。なお、最高得点と同じものが2社以上ある場合は、提案価格の最も低いものを契約候補者とする。

なお、契約候補者と契約に向けた交渉を行ったが、不調に終わった場合や欠格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

② プロポーザル等の一連の審査に対し、異議申し立ては受け付けない。

③ 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。

④ 提出にかかる書類等については、返却しない。

⑤ 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

⑥ 提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。

⑦ 電子メール等の不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

7 審査にかかる失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

① 見積書の金額が予定額を超過している場合（消費税含む）

② 提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明がある場合

③ 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合

④ 審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合

⑤ 契約締結の日までに、4に記載の参加資格を満たさなくなった場合

⑥ 本実施要領に違反する場合

8 審査結果

審査結果は、参加者すべてに文書にて通知するとともに、ホームページで公表する。なお、提案者が1者のみの場合は、契約候補者の名称のみ公表する。

9 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内 容	日 程	備 考
実施要領の配布・公募の開始	平成30年10月10日(水)～	市ホームページ・窓口
質問書の提出	平成30年10月10日(水)～ 平成30年10月19日(金) 17時まで	電子メール
質問書に対する回答	10月22日(月)以降	市ホームページ
提出書類の提出期限	平成30年10月31日(水) 13時まで	持参又は郵送
プレゼンテーション	平成30年11月2日(金)	
プレゼンテーションの結果	平成30年11月5日(月)	郵送・市ホームページ

10 問い合わせ先

担当 海南市まちづくり部 産業振興課

住所 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

電話 073-483-8464 FAX 073-483-8466

E-mail sangyosinko@city.kainan.lg.jp